

資料 16

○法務省告示第四百四十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定により、左に掲げる法務局又は地方法務局の支局に勤務する法務事務官に同法第十二条第二項及び第十八条第二項の認証に関する事務を行わせる。

この告示は、平成十三年十月十三日から効力を生ずる。

平成十三年十月三日

法務大臣 森山眞弓

さいたま地方法務局久喜支局
千葉地方法務局佐原支局
水戸地方法務局太田支局
宇都宮地方法務局今市支局
宇都宮地方法務局真岡支局
宇都宮地方法務局烏山支局
前橋地方法務局沼田支局
前橋地方法務局中之条支局
甲府地方法務局鰍沢支局
長野地方法務局木曾支局
新潟地方法務局村上支局
新潟地方法務局十日町支局
新潟地方法務局柏崎支局
新潟地方法務局六日町支局
新潟地方法務局糸魚川支局
京都地方法務局園部支局
京都地方法務局宮津支局
京都地方法務局峰山支局
神戸地方法務局西宮支局
神戸地方法務局篠山支局
神戸地方法務局柏原支局
神戸地方法務局社支局
奈良地方法務局宇陀支局
奈良地方法務局五条支局
大津地方法務局水口支局
名古屋法務局津島支局
津地方法務局桑名支局
津地方法務局熊野支局

岐阜地方法務局八幡支局
岐阜地方法務局中津川支局
福井地方法務局大野支局
金沢地方法務局輪島支局
富山地方法務局砺波支局
広島法務局廿日市支局
広島法務局庄原支局
岡山地方法務局備前支局
岡山地方法務局高梁支局
岡山地方法務局新見支局
岡山地方法務局美作支局
岡山地方法務局勝山支局
松江地方法務局木次支局
松江地方法務局出雲支局
松江地方法務局益田支局
松江地方法務局川本支局
福岡法務局甘木支局
福岡法務局吉井支局
福岡法務局八女支局
佐賀地方法務局武雄支局
佐賀地方法務局伊万里支局
長崎地方法務局平戸支局
長崎地方法務局福江支局
大分地方法務局杵築支局
大分地方法務局佐伯支局
大分地方法務局竹田支局
大分地方法務局宇佐支局
熊本地方法務局宇土支局
熊本地方法務局玉名支局
熊本地方法務局御船支局
熊本地方法務局山鹿支局
熊本地方法務局阿蘇支局
熊本地方法務局人吉支局
鹿児島地方法務局国分支局
鹿児島地方法務局知覧支局
宮崎地方法務局日向支局

那覇地方法務局名護支局
仙台北法務局塩竈支局
仙台北法務局築館支局
仙台北法務局登米支局
山形地方法務局寒河江支局
山形地方法務局新庄支局
山形地方法務局長井支局
山形地方法務局酒田支局
盛岡地方法務局二戸支局
盛岡地方法務局遠野支局
盛岡地方法務局水沢支局
秋田地方法務局大館支局
秋田地方法務局湯沢支局
青森地方法務局むつ支局
青森地方法務局五所川原支局
青森地方法務局鰺ヶ沢支局
青森地方法務局十和田支局
札幌法務局浦河支局
札幌法務局岩内支局
札幌法務局倶知安支局
函館地方法務局江差支局
函館地方法務局寿都支局
旭川地方法務局紋別支局
旭川地方法務局稚内支局
高松法務局観音寺支局
徳島地方法務局阿南支局
徳島地方法務局脇町支局
徳島地方法務局川島支局
高知地方法務局伊野支局
高知地方法務局赤岡支局
高知地方法務局須崎支局
高知地方法務局安芸支局
松山地方法務局大洲支局
松山地方法務局伊予三島支局